7　合格基準の考え方　次の２つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

⑵　⑴を満たした者のうち、以下の６科目群（施行規則第５条の２の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては２科目群）すべてにおいて得点があった者であること。

①　医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム

②　社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度

③　地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉

④　ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎

⑤　高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉

⑥　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営

8　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、令和８年３月３日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

⑵　合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を令和８年３月６日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、令和８年３月31日（火曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。６の⑴のウからカに示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9　受験の申込みに必要な書類の請求　受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「社会福祉士受験の手引○人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申込むことができる。

10　その他

⑴　試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号ＳＥＭＰＯＳビル　郵便番号　150―0002　電話番号　03（3486）7521（平日午前９時30分から午後５時）　試験案内専用電話番号　03（3486）7559（音声案内）ホームページ　https://www.sssc.or.jp/

社会福祉士試験委員の公告

第38回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和７年８月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

試験委員長　栃本一三郎

副委員長

石川　鎮清	岡田　まり	倉知　延章
潮谷　有二	武川　正吾	茶屋道拓哉
永田　祐	西田　和弘	野村　豊子
福田　素生	宮島　清	

委員

青井　夕貴	新井　利民	井口健一郎
池谷　秀登	梅谷　進康	大熊　るり
岡﨑　幸友	荻野　剛史	片岡　靖子
金子絵里乃	鏑木奈津子	川久保　寛
川村　岳人	菊地　英明	北村　世都
木戸　宜子	衣笠　葉子	汲田千賀子
藏野ともみ	黒田有志弥	小西　暁和
坂井　隆之	窄山　太	新保　祐光
菅原　里江	鈴木　忠義	鈴木　敏彦
鈴木　裕介	臺　豊	高野　和良
高野　龍昭	高野八千代	高橋　有記
髙山由美子	竹島　太郎	田嶋　英行
辰野　文理	田中　尚	椚井　康彦
土屋　典子	角田　亮	藤間　公太
冨江　直子	冨永　忠祐	内藤佳津雄
永野　仁美	中村　卓治	中矢亜紀子
西村　貴直	橋本　理子	橋本有理子
畑　亮輔	畑本　裕介	菱沼　幹男
古畑　淳	眞榮城和美	松江　暁子
山田　勝美	山本　博之	和田　一郎
和田上貴昭	渡辺久里子	

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成９年法律第131号。以下「法」という。）第６条の規定により、第28回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和７年８月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年１月31日（土曜日）及び２月１日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3　試験科目　医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎の試験が免除される。

4　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は132問、総試験時間数は230分とする。

⑶　出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者（令和８年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者（令和８年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第３号。以下「科目省令」という。）第１条に掲げる科目）であること。

ただし、法第７条第４号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において１年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑳までに掲げる科目とする。

①　医学概論

②　心理学と心理的支援

③　社会学と社会システム

④　社会福祉の原理と政策

⑤　地域福祉と包括的支援体制

⑥　社会保障

⑦　障害者福祉

⑧　権利擁護を支える法制度

⑨　刑事司法と福祉

⑩　社会福祉調査の基礎